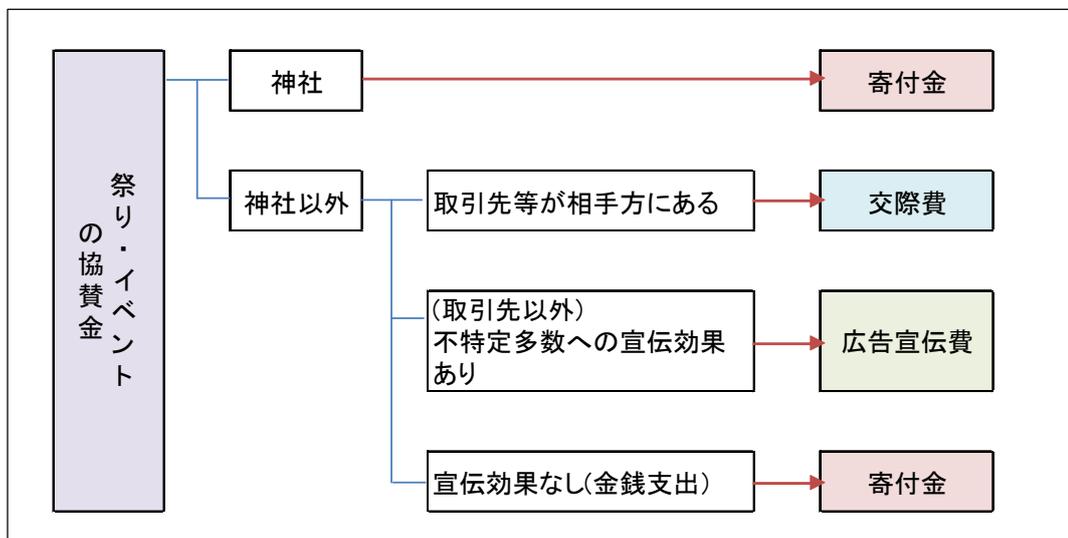


熱中症アラートが発令しない日はないほど、暑さが連日続いておりますが皆様体調は如何でしょうか。  
毎日夜遅くまでオリンピックを見て、朝起きてはその結果に喜んでいる方も多いかと思えます。熱中症の一因は寝不足ともいいますので、睡眠時間を確保しながら今年の夏を楽しみたいですね。

## 夏祭りの寄付・協賛金の取り扱いについて

各地で花火大会やお祭りが開催される季節ですね。法人が地元の夏祭りなどに支出した金銭はその相手先や内容に応じて正しい科目で経理処理をする必要があります。

法人の場合、寄付金は寄付金課税・交際費は交際費課税とその年の利益や資本金に応じて一部課税される事もありますので、それぞれの区分に相応しい科目となる様にしましょう。



□国税庁HPより 神社の祭礼等の寄贈金は寄付金に該当すると明記されている為、その支出は寄付金となります。  
ただし、神社が顧客の場合は交際費となる可能性もあります。

(国税庁HPより) 一般的に寄附金、拋出金、見舞金などと呼ばれるものは寄附金に含まれます。

ただし、これらの名義の支出であっても交際費等、広告宣伝費、福利厚生費などとされるものは寄附金から除かれます。したがって、金銭や物品などを贈与した場合に、それが寄附金になるのかそれとも交際費等になるのかは、個々の実態をよく検討した上で判定する必要があります。

ただし、次のような事業に直接関係のない者に対する金銭の贈与は、原則として寄附金になります。

- 1 社会事業団体、政治団体に対する拠金
- 2 神社の祭礼等の寄贈金

□特定した相手か不特定多数か

イベントの主催者が顧客や取引先であり、取引の円滑化を目的とした場合は交際費となります。

一方で不特定多数への宣伝効果を意図して支出した場合（企業名の掲示等）は、広告宣伝費となります。

□協賛金の消費税の取り扱いについて

協賛金などの寄付金は対価性のある取引ではないので、課税仕入れにはなりません。ただし、その協賛に広告効果などの対価性が認められる場合は課税仕入れとなります(※)。また、金銭ではなく御神酒など物品を購入して寄付した場合、その物品の購入代金は課税仕入れ（ビール券や商品券等を購入した場合は非課税取引）となります

(※)免税事業者への支払いの場合、対価性がある取引であっても、インボイスの経過措置で80%控除.50%控除の期間経過後（令和11年10月以後）は、課税仕入れに係る消費税控除分は無く全額経費となります。

### 定額減税によりふるさと納税の上限額に影響はありますか？

ふるさと納税は税の先払いの認識がある為、定額減税によって納税額が少なくなると、ふるさと納税の上限額も少なくなるのでは？と思うかもしれません。

→結論として、定額減税はふるさと納税の上限額に基本的に影響しません。

ごく一部のケースのみ影響がありますので、以下に記載します。

その場合は、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合」つまり、本人の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の方（パートの場合103万円以下の収入）の場合になります。

この配偶者分の住民税の定額減税（1万円）については、令和7年度分の住民税所得割額から控除されるという形になっており、その定額減税後の額をもとにふるさと納税の上限額が決まることから、注意が必要になります。

<令和6年の住民税の定額減税> →影響なし

<令和6年の所得税の定額減税> →影響なし

<令和7年の住民税の定額減税> →一部影響あり

影響は限定的ですので、対象となる方が上限ぎりぎりまでふるさと納税をした場合は、定額減税後の所得割額をベースに上限額を算定するとよいでしょう。

ふるさと納税をめぐる、10月からポイント付与が禁止になるといった変更も加わる為、今年は早めの寄付がよいかもしれませんね。



### ◆高所得者の扶養親族(定額減税)

合計所得金額が1,805万円超の方は、6月以降の月次定額減税では減税処理がされますが、確定申告の際には定額減税対象外となりますので、定額減税で減税された額を確定申告によって納め直すこととなります。

この場合、扶養親族分の定額減税についても受け取る事が出来なくなるため、共働きの配偶者がいるような場合はその配偶者に扶養親族の異動を行う事も検討しましょう。

住民税の扶養は令和5年12月31日時点のもので変更できませんが、扶養の異動によって所得税の定額減税3万円分を、配偶者が控除可能になります。

特に16歳未満の年少扶養親族は所得税の扶養控除が無い為、異動によるメリットが十分に考えられます。

ただし、年少扶養以外の扶養の場合、高所得者のかたの所得控除も減ってしまいますので、世帯全体の影響を考慮して行いましょう。

また、自治体によっては扶養人数を様々な福祉の目安としている事もありますので、念の為ご注意ください。



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☑http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心より  
お待ちしております。